

山梨労働局
 富士吉田市
 令和5年2月28日 発表

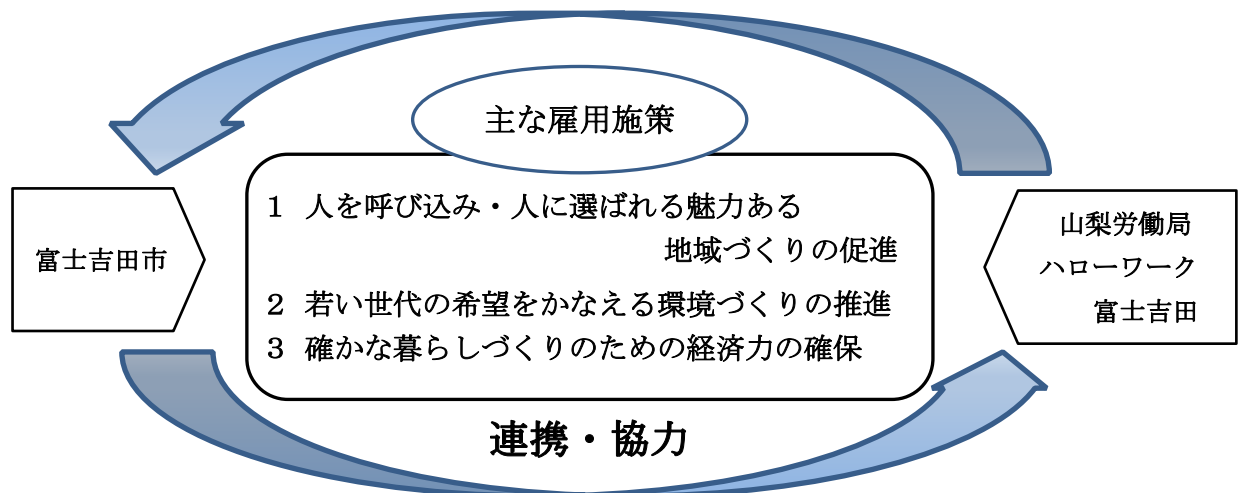
【照会先】 山梨労働局 職業安定部 職業安定課 課長 山田 一典 地方労働市場情報官 望月 雄一 電話 055-225-2857(内線402・407)	【照会先】 富士吉田市 産業観光部 商工振興課 課長 宮下 久文 電話 055-237-5736
--	--

富士吉田市長と山梨労働局長が 「富士吉田市雇用対策協定」を締結します

富士吉田市と山梨労働局は、相互に連携し、富士吉田市が行う雇用に関する施策と、山梨労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活の安定等に資することを目的として「富士吉田市雇用対策協定」を締結します。

【富士吉田市雇用対策協定締結式】

1. 日 時 : 令和5年3月2日(木) 午前10時30分～11時
2. 場 所 : 富士吉田市役所 本庁舎2階 市長公室
3. 出席者 : 富士吉田市長、山梨労働局長 他
4. 概 要 : 別紙のとおり



「雇用対策協定」について

雇用対策協定とは

国と地方公共団体が地域の課題に一丸となって対応

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う **国（労働局・ハローワーク）** と、地域の実情に応じた各種対策を行う **地方公共団体（都道府県・市区町村）** が、それぞれの役割を果たすとともに、協同して雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために **雇用対策協定** を締結しています。

県内・全国の締結状況

山梨県

（平成28年4月締結）

南部町

（平成29年4月締結）

南アルプス市

（令和5年2月締結）

甲府市

（令和5年2月締結）

全国

計**236**団体（**47**都道府県**170**市**18**町**1**村）が締結

※令和4年5月時点

締結の目的

雇用対策協定を締結することで、自治体の長と労働局長がその地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」「連携方法」を明確化することや、連携策のパッケージ化による効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能です。

締結の効果

地方公共団体の実施する産業施策・福祉施策と国（労働局・ハローワーク）の全国ネットワークを活かした雇用のセーフティネット機能とが、それぞれの強みを発揮、相互に連携することで相乗効果を生み、住民サービスの向上が図られる。

富士吉田市雇用対策協定

富士吉田市と厚生労働省山梨労働局（以下、「山梨労働局」という。）は、富士吉田市における地域活性化や雇用失業情勢の改善に連携して取り組むため、次のとおり「富士吉田市雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士吉田市と山梨労働局が、相互に連携し、富士吉田市が行う雇用に関する施策と、山梨労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活の安定等に資することを目的とする。

（事業内容等）

第2条 富士吉田市及び山梨労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、富士吉田市及び山梨労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請等）

第3条 富士吉田市市長及び山梨労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するために必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 富士吉田市市長及び山梨労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、富士吉田市及び山梨労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、富士吉田市及び山梨労働局は、協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、富士吉田市市長及び山梨労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

令和5年3月2日

富士吉田市市長

堀内 茂

山梨労働局長

生方 勝

富士吉田市雇用対策協定 締結式



協定を取り交わした堀内 茂 富士吉田市長(左)と、生方 勝 山梨労働局長(右)
令和5年3月2日、締結式会場：富士吉田市役所

令和4年度 富士吉田市 雇用対策協定事業計画

～ 富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る活力創造都市 富士吉田 ～

富士吉田市（以下「市」という。）と山梨労働局（以下「労働局」という。）は、相互に連携し、市が行う雇用に関する施策と、労働局が行う職業紹介、雇用保険、その他雇用に関する施策について、効果的・効率的かつ一体的に実施し、地域の雇用確保と生活の安定等に資することを目的に、令和5年3月2日「富士吉田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び富士吉田公共職業安定所（以下「ハローワーク富士吉田」という。）は、令和4年度の事業計画を策定の上、互いに連携・協力し合い、一体的に施策を取り組むものとする。

具体的な実施事項

共同の取組

- ハローワーク富士吉田と共同により「富士北麓地域合同企業就職セミナー」を開催し、富士北麓地域（富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村）の企業と学生、一般求職者、移住・定住者等の求人・求職マッチングの機会を設け、地域企業の人材確保並びに就職促進を図る。
- 地域経済に大きな影響を与える企業の雇用調整などに対して、情報の共有及び地域への影響規模に応じた雇用対策を、迅速かつ確実に取り組み、地域への影響を最小限とする。
- U・I・Jターン就職希望者に対する市内企業の情報を広く発信するとともに、市・労働局・ハローワーク富士吉田が連携して相談支援に取り組む。

①人を呼び込み・人に選ばれる魅力ある地域づくりの促進

富士吉田市の取組

- ◎ **企業誘致による産業の振興や雇用の拡大**
 - ・この地域の豊かで美しい自然環境、首都圏から近い地理的条件など特性を最大限活用し、多様な企業が進出し易いよう各種制度等を整備し、雇用者の増加を図る。
- ◎ **就職セミナーや企業説明会の開催**
 - ・富士北麓地域の人材の育成・確保を図り、産業振興や雇用の創出、各産業の活性化に繋げるため、学生等を対象とした「富士北麓地域合同企業就職セミナー」を開催し地元の事業所への雇用の促進を図る。
- ◎ **相談体制の充実と情報発信の強化**
 - ・雇用対策を行う山梨労働局等関係機関との連携を強化するとともに、各種セミナー等の情報や市内事業所の魅力などの情報を積極的に発信し、創業・起業に対する支援や雇用の拡大を図る。
- ◎ **移住・定住者の支援の強化**
 - ・定住促進奨励金制度を推進し、移住者等の受入体制の充実・強化を図るとともに、空き家、空き店舗の情報の有効活用を推進することにより移住・定住を促進する。

山梨労働局（ハローワーク富士吉田）の取組

- ◎ **誘致企業等の人材確保対策の推進**
 - ・誘致企業、市内進出企業に対して、市内企業の労働環境や賃金状況など労働市場の情報や雇用支援制度に係る情報の提供を行うとともに、人材確保に向けた企業説明会、面接会開催情報をハローワークの全国ネットワークを活用して広く発信する。
- ◎ **公的職業訓練（ハロートレーニング）の適切な受講あっせん就職支援**
 - ・公的職業訓練制度の説明や訓練科目の案内、適切な受講あっせんを行うとともに、訓練修了後の速やかな就職に向けたフォローアップや就職支援を行い、市内企業の産業振興や雇用の拡大を図る。
- ◎ **U・I・Jターン就職希望者に対するきめ細かな情報提供・相談援助**
 - ・東京、大阪のハローワークに設置されている地方就職支援コーナーとの連携やハローワークの全国ネットワークを活用して市内企業の求人情報等の発信及び市主催の企業ガイダンスなどにおいて、市内企業の魅力発信や市内企業との就職マッチングに取り組む。
 - ・若年者に対して地元企業の情報を発信している山梨県の「やまなしU・I・Jターンサイト」の周知を行い、地元企業への就職機会を高める。

②若い世代の希望をかなえる環境づくりの推進

富士吉田市の取組	山梨労働局（ハローワーク富士吉田）の取組
◎ 女性の社会進出の推進と仕事・子育てが両立できる環境の整備 ・男女共の育児休暇の取得を推進し、働きながら育児ができる職場の環境づくりを働きかける。また、多様化する働き方に対応し、新たなニーズに対応した支援を進める。 ◎ 郷土愛教育の推進 ・富士吉田市の将来を担う人材を育成するため、特色ある学校事業など様々な体験活動等を実施し、生まれ育った地域への理解を深め郷土愛の熟成を図る。	◎ 若年者の就職支援 ・学校との連携を密にし、就職希望生徒等への個別支援による的確な就職支援や産業事情説明会等の開催による、人材確保に課題を抱える企業と新卒者等のマッチングを促進する。 ・フリーター等の非正規雇用から正社員を目指す若者（就職氷河期世代を含む）に対して、きめ細かな支援により正社員就職を促進する。 ・若年者雇用促進法に基づき「ユースエール認定企業」の普及拡大・情報発信を強化し、人材確保に課題を抱える企業と新卒者等のマッチングを促進する。 ◎ 仕事と子育て両立支援 ・仕事と子育ての両立に理解のある企業の求人情報に加え、保育所や子育て支援サービスに関する情報を市と共有し、求職者に提供することで求職者ニーズにマッチした相談支援を行う。

③確かな暮らしづくりのための経済力の確保

富士吉田市の取組	山梨労働局（ハローワーク富士吉田）の取組
◎ 地場産業に対応する人材の育成と雇用支援 ・後継者不足等に対応するため、後継者の育成も視野に入れた雇用対策を実施し、織物産地としてのブランドの維持と産業の担い手を確保する。 ◎ 高齢者の就業支援や技能の活用 ・高齢者雇用の充実を図るため、事業所に対し定年制延長の働きかけを行うとともに、富士五湖広域シルバー人材センターに助成金の交付等支援を行う。	◎ 高齢者の就職支援 ・ハローワーク富士吉田の「生涯現役支援窓口」における担当者制によるきめ細かな職業相談・就職支援を行うとともに、高年齢求職者向けのガイダンス、職場見学・体験、各種セミナー等を実施する。 ◎ 生活困窮者等に対する職業相談・職業紹介 ・市福祉部局とハローワーク富士吉田の連携により、生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親世帯等に対して、きめ細かな職業相談・職業紹介や生活・就労相談を行う。 ◎ 大規模な雇用調整に対する機動的な雇用対策の推進 ・離職者の発生をできる限り最小限にとどめ、支援策の提供により雇用維持の努力を行うよう要請を行う。 ・離職予定在職者に対して、アシストハローワークなど、早期の事前説明会の実施、求人の確保と求人情報の提供、職業相談・職業紹介を実施するとともに、雇用調整企業に対する支援を行う。

富士吉田市と山梨労働局（ハローワーク富士吉田）が共同で定める数値目標

- ◎ハローワークの紹介による富士吉田市内企業への就職件数…………… 860件以上
- ◎富士北麓地域合同企業就職セミナーにおける参加者数…………… 90人以上